

令和6年度第3回御宿町職員採用試験受験案内

御宿町役場総務課

1. 採用予定人員等

試験職種	採用予定数	受験資格
行政(上級)	若干名	平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した方又は令和7年3月までに卒業見込みの方。
行政(初級)	若干名	平成8年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方。(学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した方又は令和7年3月までに卒業見込みの方は受験できません。)
行政(社会人経験者)	若干名	昭和54年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、行政・民間企業等において連続した3年以上の職務経験がある方又は見込まれる方。(学歴は問わない。)
保健師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方又は令和7年3月末までに当該免許を有する見込みの方。 ※教養・専門試験免除
社会福祉士	1名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方又は令和7年3月末までに当該免許を有する見込みの方。 ※教養・専門試験免除
管理栄養士・栄養士	1名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士又は栄養士の免許を有する方又は令和7年3月末までに当該免許を有する見込みの方。 ※教養・専門試験免除

2. 受付期間

令和6年11月11日(月)から令和6年11月26日(火) ※土日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ※郵送可 11月26日必着

3. 申込方法

『令和6年度 職員採用試験申込書』及び『令和6年度 職員採用試験受験票』に必要事項を記入のうえ、別添様式の志望動機を添えて、受付期間内に直接又は郵送により総務課へ提出してください。行政(社会人経験者)を受験される方は、『御宿町職員採用試験 社会人経験者エントリーシート』もあわせて提出してください。

※職員採用試験申込書は総務課で配布しています。

(配布時間: 土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送を希望する方は、140円切手を貼った返信用封筒(角2A4サイズ)を同封し、『職員採用試験申込書希望』と明記して総務課まで送付してください。

インターネットからも申込ができます

下記のアドレスにより申込フォームに必要事項を入力の上、申込をしてください。

《ちば電子申請サービス 御宿町採用試験のページ》

https://apply.e-tumo.jp/town-onjuku-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=37788

※受付期間を過ぎると入力途中でも申し込みができなくなります。

時間に余裕をもって申し込んでください。



【申込用 QR コード】

4. 試験日時、場所

【第1次試験】令和6年12月7日(土) 会場:御宿町役場2F 会議室

○一般行政職 受付時間:午前9時00分～9時30分 試験開始:午前10時00分

○専門職 受付時間:午後0時20分～0時40分 試験開始:午後1時00分

【第2次試験】令和6年1月中旬を予定 ※詳細については、第1次試験合格者に別途通知します。

5. 試験内容

【第1次試験】

試験職種	試験科目等	試験時間	試験レベル
行政(上級)	教養試験	2時間	大学卒業程度 基礎的な漢字、計算等
	基礎力確認試験	30分	
	作文試験	1時間	
	性格特性検査	20分	
行政(初級)	教養試験	2時間	高校卒業程度 基礎的な漢字、計算等
	基礎力確認試験	30分	
	作文試験	1時間	
	性格特性検査	20分	
行政 (社会人経験者)	職務能力試験	1時間	社会人 基礎的な漢字、計算等
	性格特性検査	20分	
	基礎力確認試験	30分	
	作文試験	1時間	
保健師	基礎力確認試験	30分	基礎的な漢字、計算等
	作文試験	1時間	
	性格特性検査	20分	
社会福祉士	基礎力確認試験	30分	基礎的な漢字、計算等
	作文試験	1時間	
	性格特性検査	20分	
管理栄養士・栄養士	基礎力確認試験	30分	基礎的な漢字、計算等
	作文試験	1時間	
	性格特性検査	20分	

【第2次試験】面接試験等を予定 詳細については、第1次試験合格者に別途通知します。

6. 採用予定時期

採用試験の合格者は、原則として令和7年4月1日採用となります。

ただし、次の場合は採用を取り消すことがあります。

○受験資格がないこと、試験申込書等提出書類の記載事項が事実と異なる場合、又は採用時に必要な書類が提出できない場合

7. 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③御宿町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8. 給与、勤務体制、休暇等

- ① 給与は、「一般職の職員の給与等に関する条例」等の規定により、給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当等が支給されます。
- ② 勤務体制は、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む)、週5日です。
- ③ 休暇は、年間20日の年次休暇や特別休暇などがあります。

【お問い合わせ先】

御宿町役場 総務課 行政班

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地

TEL 0470-68-2511(内線 412)